

生 衛 第 3708 号
令和 5 年(2023 年)1 月 26 日

公益社団法人佐賀県食品衛生協会 会長
公益財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター 理事長
佐賀県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長
佐賀県料理業生活衛生同業組合 理事長
佐賀県飲食業生活衛生同業組合 理事長

} 様

佐賀県健康福祉部生活衛生課長

ふぐによる食中毒予防の注意喚起について（通知）

日頃から、本県の食品衛生行政に御理解・御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
令和 5 年 1 月 20 日付で厚生労働省医薬・生活衛生局食品安監視安全課から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

今般、魚介類販売施設において、未処理のふぐを一般消費者に店頭販売していた事例が確認されています。

つきましては、貴会員、貴組合員へ下記事項の情報提供について御理解、御協力をお願いします。

記

1. 魚介類販売業をはじめとする未処理のふぐを取扱う事業者
 - ・ 未処理のふぐを一般消費者に販売しないこと。

佐賀県健康福祉部生活衛生課
食品安全衛生担当
TEL : 0952-25-7077
FAX : 0952-25-7303
E-mail : seikatsueisei@pref.saga.lg.jp